

入構制限の対応表

(これは入構制限であり、社会的な行動制限・自宅待機とは日数が異なることがありますので注意してください)

- 1.陽性者・感染が疑われる者の入構制限
- 2.保健所に認定された濃厚接触者の入構制限
- 3.大学に判断された高感染リスク者の入構制限

高感染リスク者

保健所の機能が遅れている場合、全数把握見直し制度が適応されている場合、など感染者に接していたいわゆる濃厚接触者が特定されない場合に、高感染リスク者(東海大学独自の判断基準)として行動制限を促し、入構制限を行う。

高感染リスク者の判断基準

- 新型コロナ感染者とマスクをしないで1m以内の距離で15分以上、新型コロナ感染者と対面していた
- 新型コロナ感染者と同居または集団生活している場合(出入口・食事・トイレ・洗面・浴室が同じ)
- 新型コロナ感染者とマスクをしないで車内や航空機などで長時間同じ空間にいた場合
- マスクをしないで新型コロナ感染者の唾液やくしゃみ、それらを含むものに触れた場合

高感染リスク者の判断基準の具体例

- 新型コロナ感染者とマスクなしの状態、屋内での会議・授業・会話・作業などが行われていた場合
- 新型コロナ感染者とマスクなしで15分以上近い距離で食事をしていた場合
- 新型コロナ感染者と接触したり体液が付着する状況にあった場合

など

発熱などの症状がある。症状が出た時点で入構は許可されない。

検査(抗原検査またはPCR検査)で**陽性**

陽性者の入構制限期間は発症日(0日とする)の翌日から**10日間**が経過し、かつ症状消失から72時間経過するまで。

検査(抗原検査)で**陰性**
陰性と確定せずPCR検査での判断を求める。

・PCR検査で**陽性**

・PCR検査で**陰性**

入構制限期間は、解熱など症状消失から48時間経過するまで。

医療機関の医師の診断により新型コロナウイルスの感染が否定された場合はその診断が優先される。

無症状ではあるが検査(抗原検査またはPCR検査)で陽性

周囲に陽性者がいる場合の検査、旅行・イベントなどの自主検査により陽性が判明した

無症状
検査(抗原検査またはPCR検査)で陽性



陽性検体が採取された日(0日とする)から7日間(8日目解除)が経過するまで

保健所に濃厚接触者と認定された

症状あり

みなし陽性と診断

検査をした場合

陽性

陰性

どちらでも

陽性者の入構制限期間は発症日(0日とする)の翌日から**10日間**が経過し、かつ症状消失から72時間経過するまで。

陽性検体が採取された日(0日とする)から**7日間**(8日目解除)が経過するまで

無症状

検査(抗原検査またはPCR検査)で**陽性**

検査(抗原検査またはPCR検査)をしていない。

検査(抗原検査またはPCR検査)で**陰性**

感染者と最終接触した日(0日とする)から**5日間**(6日目解除)経過するまで

感染した同居家族の発症日(無症状の場合は検体を採取した日)、または住居内で感染対策(家庭内でのマスク着用、物資の共用を避けるなど)を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)経過するまでとする。感染対策ができない場合は同居する最後の感染者の療養期間が終了するまでとする。

行動履歴から高感染リスク者と判断された

症状あり

検査(抗原検査またはPCR検査)で陽性

検査(抗原検査)で陰性

陰性と確定せずPCR検査での判断を求める。

・PCR検査で陽性

・PCR検査で陰性

陽性者の入構制限期間は発症日(0日とする)の翌日から10日間が経過し、かつ症状消失から72時間経過するまで。

入構制限解除は2つの条件をクリアすること

- ①感染者と最終接触した日(0日とする)から5日間(6日目解除)経過する
- ②解熱など症状消失から48時間経過する

医療機関の医師の診断により新型コロナウイルスの感染が否定された場合はその診断が優先される。

行動履歴から高感染リスク者と判断された

無症状

検査をしていない場合

検査をしたけれども陰性の場合

感染者と最終接触した日(0日とする)から**5日間**(6日目解除)経過するまで

ただし、同居または集団生活している場合は感染者の発症日(無症状の場合は検体を採取した日)、または住居内で感染対策(家庭内でのマスク着用、物資の共用を避けるなど)を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)経過する。

感染対策ができない場合は同居する最後の感染者の療養期間が終了するまで。

無症状

検査(抗原検査またはPCR検査)で**陽性**

陽性検体が採取された日(0日とする)から**7日間**(8日目解除)が経過するまで